

扶桑商工通信

令和3年4月号
発行 扶桑町商工会

〈扶桑町新型コロナウイルス感染症対策事業所等応援補助金〉

扶桑町独自の補助金について紹介します。

扶桑町では、コロナ禍に対応した事業活動を行う事業所等の営業継続に向けたチャレンジを支援することを目的として、感染症拡大防止対策事業・非対面型「ビジネス・テレワーク」の導入にかかる経費の一部を補助しています。

概要は以下のとおりです。

【対象者】扶桑町内で事業所等を経営する方

【対象事業】新たに実施する感染拡大防止対策例として、①つい立等の設置や換気設備の新設又は増設 ②感染予防の為の品物や衛生用品の購入 ③テレワーク環境の為の周辺機器等の購入等

【対象期間】令和3年4月1日～令和4年2月28日までの期間に実施したもの

【申請期間】令和3年4月1日～令和4年2月28日

【交付額及び上限額】かかった経費に10分の9を乗じた額（千円未満は切り捨て）、限度額1事業所当たり10万円（テレワーク環境設備については限度額30万円）

【その他】補助金交付は同一事業所につき1回に限る

【問い合わせ先】扶桑町役場 産業環境課 (0587-93-1111)

詳細について扶桑町役場HPへ掲載中です。

〈新型新型コロナウイルス感染症対策情報〉

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、**柵セイシンエココーポレーション**では、空気循環式紫外線清浄機の「エアリアコンパクト」を取り扱っています。

ポイントは3つです。まず1つ目は、「強力な除菌力」です。紫外線は細菌やウイルスの遺伝子に直接作用し、不活化させることで除菌効果が期待できます。浮遊菌をどの程度除菌できるかの評価試験では、60分の運転で約90%、180分の運転で約99%の除去性能が実証されています。

2つ目は「安心・安全」です。紫外線が外に出ない構造の為、周りの人や物に影響を与えません。

3つ目は「メンテナンスが簡単」です。光（紫外線）の力で除菌している為フィルターがなく、連続使用でも約1年間ランプ交換が不要です。

以上のポイントを踏まえてマスクを外す機会が多い飲食の場（食堂等）はもちろんのこと、

人が集まる病院や学校、工場などの施設や空間に設置することで空気感染リスクの軽減が期待できます。さらに、起動中は煩わしい頻繁な換気が不要となります。

紫外線による除菌メカニズムは様々な細菌やウイルスへの対応が期待できるので、新型コロナウイルス感染症対策として、お客様や従業員の為に導入するのはいかがでしょうか。導入の際は、【扶桑町新型コロナウイルス感染症対策事業所等応援補助金】の対象となることが確認できていますのでご活用ください。

ご検討される方は是非、柵セイシンエココーポレーションへご連絡ください。



住所：扶桑町高雄字中海道 232-3
グレイシー高雄 3A
TEL：0587-22-5713
営業時間：平日 9時～17時
HP：http://www.sko-eco.co.jp/

扶桑町商工通信で取り上げて欲しい企業募集中。

新商品や新サービスの開発など情報を発信したい方がおられましたら商工会事務所まで。商工会スタッフが取材に伺います。

一時支援金について

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限**60**万円 対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限**30**万円 対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、**緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

〈申請検討中の方〉

一時支援金 HP「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について」を必ず熟読してください。



一時支援金等の最新情報を扶桑町商工会の Facebook にて更新しています。

是非、友達登録をしてお確かめください！

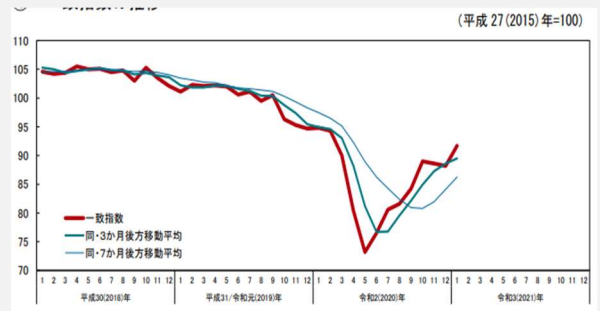
地域経済動向報告

景気動向指数、あいちの景気動向指数は、上方への局面変化を示している。今後 2、3 月の緊急事態宣言の影響により厳しい経済状態が予想される。

また、商工会独自の統計により、コロナの影響を受け、サービスや飲食関係は悪化したように思われる。

詳しくは扶桑町商工会 HP。

(<http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html>)



景気動向指数より

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！



小規模共済

検索